**特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた状況調査のお願い**

東京都都市整備局市街地建築部

建築企画課耐震化推進担当

日頃より、東京都の耐震化事業にご協力頂きありがとうございます。

このたび、特定緊急輸送道路沿道建築物の占有者（テナントや賃借人等）への対応に関する情報提供の意向を把握するため、既に耐震診断を実施し、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第11条第1項に規定する指導の対象となった所有者様（若しくは管理者様）を対象に、耐震化に向けた状況調査を実施することといたしました。大変ご多忙中とは存じますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、皆様から頂いた調査結果をもとに、都から占有者への情報提供を行うことについて、別途お尋ねすることがございます。

■返信期日

令和〇年〇月〇日（〇）までに、返信用封筒よりご投函（切手不要）

またはメールアドレス『S0000168@section.metro.tokyo.jp』までご連絡ください。

回答用紙は、東京都耐震ポータルサイト『https://www.taishin.metro.tokyo.jp/tokyo/topic03.html』からも

ダウンロードが可能です。

（ご回答に時間を要する場合には、次の電話番号までお問い合わせ下さい。）

■状況調査に関する問い合わせ先

　　担当：東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当

　　電話：０３－５３８８－３３６２

**各設問のあてはまる選択肢に○をつけてください。**

**【設問 1】耐震化に向けた取組みの進捗状況を教えてください。**

1. 補強設計を実施中
2. 耐震化に向けた合意形成を調整中
3. 特に進んでいない。
4. その他

　その他を選択の場合、具体的な内容をご記載ください。

**【設問 2】耐震化を進める上での課題はありますか？（複数回答可）**

1. 耐震改修に要する費用負担が大きい
2. 占有者との合意形成が困難
3. 占有者以外の者（区分所有者等）との合意形成が困難
4. 建替えを行いたいが、容積率など法規制が障害となっている
5. どのように耐震改修を進めてよいかわからない
6. その他

　その他を選択の場合、具体的な内容をご記載ください。

**【設問 ３】東京都では、耐震診断後の進め方や耐震改修工事の自己負担額などについて、専門的知識を持つ相談員（アドバイザー）が無料でご相談に対応しています。**

**このアドバイザー派遣制度のご利用の希望はありますか？**

はい　　　　　　いいえ

はい　を選択の場合、同封のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄよりお問い合わせください。

（アドバイザー無料派遣制度の概要）

|  |
| --- |
| 〇建築士による、耐震改修（建替え）計画案の作成や、工事費等に関するご相談  〇弁護士による、マンション等の耐震改修のための合意形成、登記等法律に関するご相談  〇税理士による、固定資産税や改修による税の減免制度等、税金に関する  ご相談  〇ファイナンシャルプランナーによる、税金や資金計画、資産運用に関するご相談 |

**当該沿道建築物に占有者（テナントや賃借人等）がいない場合は、**

**設問３で終了です。**

**【設問４】所有者様（管理者様）から占有者に対し、耐震改修等の実現に向けた協力を求めていますか？**はい　　　　　　いいえ

　　　　　はい　を選択の場合、具体的な内容をご記載ください。

**【設問５】平成31年に東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が改正され、当該沿道建築物の占有者への助言等に関する規定が追加されました。つきましては、当該沿道建築物の占有者への情報提供等の助言を、都が実施することを望みますか。**

はい　　　　　　いいえ

（占有者への情報提供等の助言例）

|  |
| --- |
| 〇緊急輸送道路の重要性及び都（区市町村）の施策に関する情報提供  〇当該建築物が緊急輸送道路沿道建築物であり耐震改修等の実施が必要な建物であること  〇耐震改修の事例紹介  〇都の耐震化総合相談窓口の案内 |

**【設問６】（【設問 ５】に「はい」とご回答いただいた方のみ）**

**情報提供等の助言の実施について、どのような方法で実施することを望みますか。（複数回答可）**

1. 文書配布
2. 直接訪問し情報提供
3. その他

　その他を選択の場合、具体的な内容をご記載ください。

（東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例）

|  |
| --- |
| (占有者への助言等)  第十四条の二 知事は、第十一条第一項に規定する指導又は助言の対象となった沿道建築物の占有者に対し、当該沿道建築物の耐震化に関する情報を提供する等必要な助言をすることができる。  2 前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者は、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けて協力するよう努めなければならない。  3 知事は、前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言をすることができる。 |

**以上で状況調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。**